

参議院議員通常選挙

7/10 (日) 投票日です

投票時間 午前7時～午後8時

※茂庭地区は午前7時～午後6時

投票日に用事のある方は 期日前投票を

期日前投票は、仕事や外出する用事があるため投票日に投票できない人が、選挙の公示の日の翌日から投票日の前日までの間に投票することができる制度です。下記のどの場所でも投票でき、投票所入場券(ハガキ)をお持ちいただくと速やかに受付ができます。また、投票所入場券(ハガキ)裏面の「宣誓書」欄をあらかじめご記入ください。(なお、投票所入場券がなくても投票できます。)

期 間 6月23日(木) ～ 7月9日(土)



時間・場所

- | | |
|-----------------------------|---|
| ① 市役所1階 | 午前8時30分～午後8時 |
| ② 福島グリーンパレス ロビー | 午前9時～午後8時 |
| ③ 清水、北信、飯坂、松川、
信夫、吾妻の各支所 | 午前8時30分～午後6時
※7月8日(金)・7月9日(土)は午後7時まで |

期間を限定して下記の期日前投票所も開設いたします。

福島大学附属図書館	7月7日(木)～7月8日(金)	午前10時～午後5時
MAXふくしま4階アオウゼ	7月8日(金)～7月9日(土)	午前10時～午後7時

選挙区選挙は 候補者名

比例代表選挙は 候補者名または政党名

(比例代表選挙は、非拘束名簿式です)

《 投 票 の し か た 》

滞在地（避難先） における 不在者投票

長期の旅行や出張、避難などで投票日に市外に滞在し、当日または期日前投票できない方は、福島市選挙管理委員会に郵便等で手続きを行うことにより、滞在地の市町村選挙管理委員会で、不在者投票をすることができます。
(日数がかかりますのでお早めにお手続きください。)

郵便による 不在者投票 (在宅投票)

身体に重度の障がいがあり、次の要件に該当する方は、自宅などから郵便により投票することができます。(事前手続きが必要です)

要 件	(1)身体障害者手帳…下記①・②・③のいずれか ① 両下肢、体幹、移動機能の障害1級または2級、 ② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害1級または3級 ③ 免疫機能、肝臓の障害1級から3級 (2)介護保険被保険者証…要介護状態区分【要介護5】 (3)戦傷病者手帳…お問い合わせください
代理記載 制 度	上記の要件に加え、次に該当する方は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出たものに記載させることができます。 (1)身体障害者手帳…上肢、視覚の障害1級

代理投票 点字投票

自筆が困難な場合には、本人の指示どおりに係員が代筆します。
また、目の不自由な方は、点字投票ができます。
希望される方は投票所で係員に申し出てください。

特例郵便等投票ができます

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養などを行っている方で、一定の要件に該当する方は、『特例郵便等投票』ができます。投票用紙などの請求は、**7月6日まで（必着）**となりますので、ご希望される際は、お早めに市選挙管理委員会にご相談ください。

お問い合わせ

福島市選挙管理委員会

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

TEL：024（525）3777

FAX：024（535）2901

候補者や政党の政見などを掲載した選挙公報を6月28日（火）に新聞各紙の朝刊に折り込んで配布する予定です。

なお、郵送も可能ですので、希望される方は、お早めにお問い合わせください。



福島市選挙管理委員会

福島市明るい選挙推進協議会